



基安化発 0630 第1号

環水大大発第110630002号

平成23年6月30日

都道府県労働局労働基準部長 殿

都道府県
各
政令市 } 大気環境担当部（局）長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部化学物質対策課長

環境省水・大気環境局

大気環境課長

石綿等が吹き付けられた建築物等からの石綿等の飛散及びばく露防止対策の
徹底について（通知）

厚生労働省と環境省は連携を図り、平成23年6月から東日本大震災の被災地におけるアスベスト飛散状況の調査を実施していますが、この度、本調査等により下記1のとおりアスベストが飛散した事例及び震災の影響で吹付けアスベストが露出した事例が確認されました。

これらの事例によって労働者へのばく露又は大気への飛散が発生したものではありませんが、同種の事態の発生により労働者の健康への影響及び大気の汚染が生じることも懸念され、その対策をさらに徹底する必要があることから、被災地における関係機関におかれては関係部局と連携の上、下記2について関係事業者への指導等の対応をしていただくようお願いします。

なお、下記2（1）については、被災地以外の関係機関においても同様の対応をお願いします。また、別添のとおり、関係団体の長あて要請を行ったことを申し添えます。

記

1 事例概要

(1) 事例 1 【建築物の解体中に飛散した例】

ア 平成 23 年 6 月 6 日に環境省が実施したアスベスト大気濃度調査でアスベストの飛散が判明した。厚生労働省が事業者に対して指導を行うとともに、環境省は 6 月 21 日に別紙 1 のとおり報道発表したところである。

茨城県水戸市内の建築物におけるアスベスト除去工事において、集じん・排気装置の排気口付近の気中からアスベスト及びアスベストの可能性のある纖維を併せ 52 本／ツルの纖維が検出された。集じん・排気装置の不具合が原因と推察されたため、ただちに改善した。

なお、建物内との他の場所の濃度は通常の一般大気環境中とほぼ同じであった。現場では労働者は適切な呼吸用保護具を着用しており、52 本/ツルは作業環境の評価のための基準（管理濃度）を下回っている。また飛散は建築物の建屋内で発生したものであり、周辺環境への飛散はなかった。

イ 当該建築物は、震災の影響により囲い込みをしていた壁面や天井の一部が損壊し、内部に吹き付けられていたアスベストが露出し、一部で劣化が認められた。

(2) 事例 2 【建築物の使用中に飛散の生じた例】

茨城県内の建築物に勤務する職員が、震災の翌日に実施した被災状況確認作業で震災の影響により囲い込みをしていた壁面や天井の一部が損壊し、内部に吹き付けられていたアスベストが落下していることを確認した。

事業者は、当該建築物を直ちに閉鎖し、立入禁止措置を講じるとともに、アスベストの撤去を行うこととし、平成 23 年 4 月 11 日付けで所轄労働基準監督署長に対して労働安全衛生法に基づく計画届を提出するとともに、茨城県に大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業の実施の届出を行い、4 月 26 日から室内に落下したアスベストを清掃し、囲い込み部分の修繕を行った。なお、当該建築物は現在使用されていない。

2 対応していただきたい事項

(1) 石綿除去等作業における集じん・排気装置の維持管理の徹底等について 集じん・排気装置の保守点検については、平成 23 年 1 月 27 日付け基安化発

第 0127 第 1 号、環水大大発第 110127002 号「石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業等における集じん・排気装置の保守点検の徹底等について」（別紙 1 報道発表資料中の別紙 2 参照）で都道府県労働局労働基準部長及び各都道府県・政令市大気環境担当部（局）長あて通知しているところであるが、各機関においては、さらなる対応の徹底が図られるよう関係事業者を指導すること。

（2）吹付けアスベスト等の封じ込めや囲い込みの損壊等への対応について

アスベスト等の封じ込めや囲い込みを行っていた箇所が震災等の影響で損壊したり、吹付けアスベストそのものが損壊し、アスベスト等の粉じんが発散して労働者へのばく露のおそれが生じている事態を、都道府県労働局において把握した場合は、関係事業者に対し、石綿障害予防規則第 10 条第 1 項又は同条第 2 項に基づく適切な対応を徹底させること。

（3）石綿が使用されている建築物の被災状況の把握及び対応について

ア 都道府県・政令市の環境主管部局は、関係部局の協力を得て、次に掲げる情報を入手するなどにより、被災建築物の石綿使用状況及び被害状況を可能な範囲で把握するよう努めること。また、必要により所轄の都道府県労働局に情報提供すること。

（ア）民間建築物等の吹付けアスベストに関する調査結果

（都道府県及び市町村の建築主管部局）

（イ）被災建築物応急危険度判定結果

（市町村の建築主管部局）

イ 都道府県労働局は、上記アで把握された被災建築物について、平成 17 年 7 月 28 日付基発第 0728008 号「石綿ばく露防止対策の推進について」（別紙 2。以下「基本通達」という。）の第 3 に基づき、適切に対応すること。この場合、基本通達の第 3 の 2 の (2) に基づき、本通知の上記（2）を徹底すること。

ウ 上記イ等によりアスベストの除去、封じ込め、囲い込みの措置を講ずる場合は、都道府県労働局は、労働安全衛生規則第 90 条あるいは石綿障害予防規則第 5 条に基づく届出等を確実に提出するよう事業者に対して指導すること。また、都道府県・政令市の環境主管部局は、大気汚染防止法第 18 条の 15 に基づく届出について指導すること。

エ 上記ウによる届出について、都道府県労働局は、基本通達の第 2 の 2 に基づき、石綿障害予防規則第 6 条（吹き付けられた石綿等の除去等に係る措置）の遵守状況を審査し必要な指導を行うとともに、都道府県・政令市の環境主

管部局は、大気汚染防止法第18条の14（作業基準）の遵守状況を審査し必要な指導を行うこと。

(4) アスベスト大気濃度調査等の地点の選定

都道府県の環境主管部局は、上記(3)アで把握された建築物を、東日本大震災におけるアスベスト大気濃度調査の調査地点として優先して選定すること。なお、厚生労働省のモニタリングポイントは別途示すこととしているので留意されたい。

基安化発 0630 第 2 号
環水大大発第 110630003 号
平成 23 年 6 月 30 日

中央労働災害防止協会会長
建設業労働災害防止協会会長
社団法人日本石綿協会会長
社団法人日本建設業連合会会長
社団法人日本作業環境測定協会会長
社団法人全国解体工事業団体連合会会長
社団法人日本化学工業協会会長
社団法人日本プラントメンテナンス協会会長
社団法人日本ビルディング協会連合会会長
社団法人建築業協会会長
財団法人日本船舶技術研究協会会長
社団法人日本造船工業会会长
社団法人日本中小型造船工業会会长
社団法人日本造船協力事業者団体連合会会長
社団法人日本舶用工業会会长

殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長

環境省水・大気環境局
大気環境課長

石綿等が吹き付けられた建築物等からの飛散防止対策の徹底について（通知）

厚生労働省と環境省は連携を図り、平成 23 年 6 月から東日本大震災の被災地におけるアスベスト飛散状況の調査を実施していますが、この度、本調査等により下記 1 のとおりアスベストが飛散した事例及び震災の影響で吹付けアスベストが露出した事例が確認されました。

これらの事例によって労働者へのばく露又は大気への飛散が発生したものではありませんが、同種の事態の発生により労働者の健康への影響及び大気の汚染が生じ

ることも懸念され、その対策をさらに徹底する必要があることから、貴協会におかれましても、傘下事業者に対して、下記2に御留意の上、石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の遵守の徹底について周知していただくようお願いします。

記

1 事例概要

(1) 事例1 【建築物の解体中に飛散した例】

ア 平成23年6月6日に環境省が実施したアスベスト大気濃度調査でアスベストの飛散が判明した。厚生労働省が事業者に対して指導を行うとともに、環境省は6月21日に別紙のとおり報道発表したところである。

茨城県水戸市内の建築物におけるアスベスト除去工事において、集じん・排気装置の排気口付近の気中からアスベスト及びアスベストの可能性のある繊維を併せ52本／ツルの繊維が検出された。集じん・排気装置の不具合が原因と推察している。

なお、建物内他の場所の濃度は通常の一般大気環境中とほぼ同じであった。現場では労働者は適切な呼吸用保護具を着用しており、52本/ツルは作業環境の評価のための管理基準を下回っている。また飛散は建築物の建屋内で発生したものであり、周辺環境への飛散はなかった。

イ 当該建築物は、震災の影響により囲い込みをしていた壁面や天井の一部が損壊し、内部に吹き付けられていたアスベストが露出し、一部で劣化が認められた。

(2) 事例2 【建築物の使用中に飛散の生じた例】

茨城県内の建築物に勤務する職員が、震災の翌日に実施した被災状況確認作業で震災の影響により囲い込みをしていた壁面や天井の一部が損壊し、内部に吹き付けられていたアスベストが落下していることを確認した。

事業者は、当該建築物を直ちに閉鎖し、立入禁止措置を講じるとともに、アスベストの撤去を行うこととし、平成23年4月11日付けで所轄労働基準監督署長に対して労働安全衛生法に基づく計画届を提出するとともに、茨城県に大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業の実施の届出を行い、4月26日から室内に落下したアスベストの清掃し、囲い込み部分の修繕を行った。なお、当該建築物は現在使用されていない。

2 周知していただきたいこと

- (1) 石綿除去等作業における集じん・排気装置の維持管理の徹底等について
集じん・排気装置の保守点検については、平成 23 年 1 月 27 日付け基安化発第 0127 第 1 号、環水大大発第 110127002 号「石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業等における集じん・排気装置の保守点検の徹底等について」（別紙報道発表資料別紙 2 参照）で通知しているところであるが、以下の点についてさらなる対応の徹底を図ること。
- ア 集じん・排気装置の取扱説明書等に基づき、フィルターの目詰まりによる劣化を防止するため、フィルターの定期的な交換を徹底すること。
 - イ 集じん・排気装置のパッキンの取付け等の不具合による石綿の漏洩を防止するため、使用開始前の取付け状態の確認を徹底すること。
 - ウ その他、集じん装置等の定期自主点検指針に示された事項の確認を徹底すること。
 - エ 特定粉じん排出等作業（以下「排出等作業」という。）を行う場合、集じん・排気装置の適切な使用を図ること。この場合、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考にすること。
 - オ 集じん・排気装置が適切に使用されていることを確認するため排出等作業の周辺環境の測定の実施が有効であること。この場合「アスベストモニタリングマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考にされたい（条例、自治体のマニュアル等により別途指導を行っている場合を除く）。
- (2) アスベストの封じ込め等を行っていた箇所の損壊等への対応の徹底について
アスベスト等の封じ込めや囲い込みを行っていた箇所が震災等の影響で損壊したり、吹付けアスベストそのものが損壊し、アスベスト等の粉じんが発散して労働者へのばく露のおそれが生じている場合、石綿障害予防規則第 10 条第 1 項又は同条第 2 項に基づく適切な対応を図ること。